

東京都私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

平成29年3月31日
28生私振第1779号
生活文化局長決定

第1 目的

この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付25文科初第1446号）に基づき、東京都内に設置されている私立高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条において定める高等学校等（以下「高等学校等」という。）のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校を除いたものをいう（以下「私立高等学校等」という。））に在学する生徒又は学生のうち、高等学校等を中途退学した後再び私立高等学校等で学び直す生徒又は学生がその授業料に充てるために支給される私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付及び高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日付元文科初第1703号）に基づき、東京都内に設置されている私立高等学校等専攻科（学校教育法第58条、同法第70条及び同法第82条の規定により専攻科を設置している東京都内の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校のうち、学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校を除いた学校が設置する専攻科をいう（以下「私立高等学校等専攻科」という。））に通う低所得世帯の生徒がその授業料に充てるために支給する私立高等学校等専攻科支援金（以下「専攻科支援金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、教育に係る経済的な負担の軽減を図り、もって都民の教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第2 交付対象

1 この要綱に定める学び直し支援金の交付対象は、次の（1）から（8）までの全てに該当する生徒又は学生のうち、東京都知事（以下「知事」という。）による受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）とする。

- （1）日本国内に住所を有する者
- （2）高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- （3）高等学校等に在学した期間が、全日制の課程においては通算して36月、定時制及び通信制の課程においては通算して48月を超える者。ただし、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給停止期間は当該在学期間を含めないものとし、単位制の課程の場合は、当該在学期間を超えない場合であっても、就学支援金の支給対象単位数が74単位数に達する者はこれに該当する。
- （4）平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（就学支援金に係る新制度の対象であった者に限る。）

- (5) 高等学校等を中途退学し、転入学、編入学又は再入学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して12月（定時制及び通信制の課程においては24月）以上受けていない者
- (7) 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者
- (8) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 この要綱に定める専攻科支援金の交付対象は、次の（1）から（6）までの全てに該当する生徒のうち、知事による受給資格の認定を受けた者（以下「専攻科支援金受給権者」という。）に代わって専攻科支援金を受領する私立高等学校等専攻科を設置する学校の設置者（以下「専攻科設置者」という。）とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科（国立学校及び公立学校が設置する専攻科を含む。）を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科（国立学校及び公立学校が設置する専攻科を含む。）に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科は36月。ただし、修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、知事が必要と認めるものについては、当該修業年限）を超えない者
- (4) 専攻科支援金の支給を通算して（3）で定める期間を超えて受けていない者
- (5) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の都道府県民税所得割の額と区市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者（アに該当する者を除く。）

なお、ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

- (6) 私立高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程又は国

家資格者養成課程（特別支援学校専攻科については、就労支援に資する教育課程を含む。）に通う者

なお、（１）から（６）までに該当する者が次のアからウまでのいずれかに該当するときは、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除き、補助の対象としない。また、年度の途中でアからウまでのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イ及びウについては翌年度の４月から補助の対象としない。専攻科設置者は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、アからウまでに該当しないことの確認を行い、別に定めるところにより、その旨を知事に報告すること。

また、既に専攻科支援金の支給を受けている生徒がアからウまでに該当することを確認した場合も同様とする。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしない（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしない。）。

なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の５割以下の者

ウ 一の年度における出席率が５割以下の者

第３ 学び直し支援金及び専攻科支援金の額

１ 学び直し支援金の額は、支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額まで）とする。ただし、単位制高等学校等の生徒で、令和２年４月から６月分の支給について令和２年３月以前の一月当たりの支給限度額の方が上回る場合には、当該額とする。

なお、「支給限度額」については、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される場合にあっては、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。

２ 専攻科支援金の額は、支給対象高等学校等専攻科の授業料の月額に相当する額（第２の２（５）イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）については、授業料の月額に相当する額の１／２の額）とする。

ただし、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権が減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

なお、授業料の月額に相当する額（第２の２（５）イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）については、授業料の月額に相当する額の１／２の額）が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。

この表中、「区分1」は、第2の2（5）アに該当する者（住民税非課税世帯）とし、「区分2」は、第2の2（5）イに該当する者（住民税非課税に準ずる世帯）とする。
<専攻科支援金の補助対象上限額>

区分1	区分2
35,600円	17,800円

（注）通信制課程は区分1が12,100円、区分2が6,050円

第4 交付方法

学び直し支援金及び専攻科支援金の交付は、確定払の方法により行う。

なお、知事が必要と認める場合には、概算払により交付する。概算払の時期は別に定める。

第5 交付の申請

学び直し支援金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に別に定める書類を添えて、専攻科支援金の交付を受けようとする設置者（以下「専攻科支援金申請者」という。）は、専攻科支援金交付申請書（別記第4号様式）に別に定める書類を添えて、それぞれ知事に提出するものとする。

第6 交付の決定及び通知

知事は、第5に規定する交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者及び専攻科支援金申請者に通知する。

第7 交付決定内容の変更

- 1 申請者は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第2号様式）を、専攻科支援金申請者は、第6の規定による通知を受けた後、交付決定内容を変更しようとするときは、専攻科支援金変更交付申請書（別記第5号様式）を、それぞれ提出しなければならない。
- 2 知事は、1に規定する変更交付申請書及び専攻科支援金変更交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査の上、交付の可否を決定し、その決定の内容及び交付の条件を申請者及び専攻科支援金申請者に通知する。

第8 実績報告書の提出

申請者は、申請に係る私立高等学校等に当該年度中在学した受給権者に関する各月初日の在学状況が全て確定したときは、実績報告書（別記第3号様式）を、専攻科支援金申請者は、申請に係る私立高等学校等専攻科に通う生徒に関する各月初日の在学状況が全て確定したときは、専攻科支援金実績報告書（別記第6号様式）を、それぞれ知事に提出しなければならない。

第9 申請の撤回

知事は、学び直し支援金及び専攻科支援金の交付の決定に際しては、交付決定の内容又はこれに付した条件に異議がある場合は、当該決定通知の受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を通知するものとする。

第10 交付の条件

1 学び直し支援金

学び直し支援金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学び直し支援金は、受給権者の授業料に充当するものとし、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 学び直し支援金を受給権者の授業料へ充当するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、適正に処理をしなければならない。
- (3) 設置している私立高等学校等に当該年度中在学した全ての受給権者に関する各月初日の在学状況については、会計年度ごとに4月1日から翌年3月31日までに確定しなければならない。
- (4) 知事が職員をして、学び直し支援金についての関係書類を調査させた場合又は学び直し支援金の支給事務についての遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、申請者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、学び直し支援金が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 申請者は、(5)の命令を受けた場合は、知事の指定する期日までに、学び直し支援金について交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 申請者は、第5、第7 1又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

2 専攻科支援金

専攻科支援金の交付の決定に当たっては、交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 専攻科支援金は、専攻科支援金受給権者の授業料に充当するものとし、この目的以外に使用してはならない。
- (2) 専攻科支援金を専攻科支援金受給権者の授業料へ充当するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、適正に処理をしなければならない。
- (3) 設置している私立高等学校等専攻科に当該年度中在学した全ての専攻科支援金受給権者に関する各月初日の在学状況については、会計年度ごとに4月1日から翌年3月31日までに確定しなければならない。

- (4) 知事が職員をして、専攻科支援金についての関係書類を調査させた場合又は専攻科支援金の支給事務についての遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、専攻科支援金申請者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4)による調査又は報告により、専攻科支援金が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 専攻科支援金申請者は、(5)の命令を受けた場合は、知事の指定する期日までに、専攻科支援金について交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。
- (7) 専攻科支援金申請者は、第5、第7 1又は第8の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第11 学び直し支援金及び専攻科支援金の額の確定

知事は、第8の規定による実績報告書が提出されたときは、当該報告書の内容を審査の上、その報告の内容が学び直し支援金及び専攻科支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき学び直し支援金及び専攻科支援金の額を確定し、申請者及び専攻科支援金申請者に通知する。

第12 是正のための措置

- 1 知事は、第11の規定による審査によりその報告の内容が学び直し支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。
- 2 知事は、第11の規定による審査によりその報告の内容が専攻科支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第13 学び直し支援金及び専攻科支援金の精算

- 1 申請者は、第11に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた場合は学び直し支援金の精算をするものとする。
- 2 専攻科支援金申請者は、第11に規定する通知を受けた後、概算払により交付を受けた場合は専攻科支援金の精算をするものとする。

第14 決定の取消し

1 学び直し支援金

- (1) 知事は、交付の決定を受けた申請者が、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当した場合は学び直し支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (ア) 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の交付を受けた場合

- (イ) 学び直し支援金を他の用途に使用した場合
 - (ウ) 学び直し支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (エ) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反した場合
 - (オ) 第5、第7 1又は第8の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - (カ) 第10 1(7)に規定する報告を受けた場合
 - (キ) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- (2) (1)の規定は、第11の規定による学び直し支援金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

2 専攻科支援金

- (1) 知事は、交付の決定を受けた専攻科支援金申請者が、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当した場合は専攻科支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (ア) 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の交付を受けた場合
 - (イ) 専攻科支援金を他の用途に使用した場合
 - (ウ) 専攻科支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (エ) 法令の規定又はこの要綱に基づく命令に違反した場合
 - (オ) 第5、第7 1又は第8の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合
 - (カ) 第10 2(7)に規定する報告を受けた場合
 - (キ) その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合
- (2) (1)の規定は、第11の規定による専攻科支援金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第15 学び直し支援金又は専攻科支援金の返還

1 学び直し支援金

- (1) 知事が、第14 1(1)の規定により学び直し支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に学び直し支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- (2) 知事が、第11の規定により学び直し支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、申請者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

2 専攻科支援金

- (1) 知事が、第14 2(1)の規定により専攻科支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、専攻科支援金が交付されているときは、専攻科支援金申請者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。
- (2) 知事が、第11の規定により専攻科支援金の額を確定した場合において、既にその

額を超える専攻科支援金が交付されているときは、専攻科支援金申請者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

第16 違約加算金及び延滞金

1 学び直し支援金

- (1) 知事が、第14 1 (1)の規定により、学び直し支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、学び直し支援金の返還を命じたときは、申請者は、当該学び直し支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該学び直し支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が、申請者に対し学び直し支援金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 専攻科支援金

- (1) 知事が、第14 2 (1)の規定により、専攻科支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、専攻科支援金の返還を命じたときは、専攻科支援金申請者は、専攻科支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該専攻科支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額の控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) 知事が、専攻科支援金申請者に対し専攻科支援金の返還を命じた場合において、専攻科支援金申請者がこれを納期日までに納付しなかったときは、専攻科支援金申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第17 関係書類等の整備

申請者は、学び直し支援金の支給事務に係る関係書類等を整備し、専攻科支援金申請者は専攻科支援金の支給事務に係る関係書類等を整備し、それぞれ交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

第18 補則

この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金及び専攻科支援金の交付に関して必要な事項は、法、同法施行令、同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び生活文化局私学部長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第 2（7）の規定は、平成 30 年 7 月分以降の月分の学び直し支援金の支給について適用し、同年 6 月分以前の月分の学び直し支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 23 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第 2（6）、（7）の規定は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 9 月 14 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の専攻科支援金に関する規定は、令和 2 年 4 月分以降の月分の専攻科支援金の支給について適用する。

(別表)

		公立		私立	
		定額授業料 の場合	単位制授業料の場合	定額授業料 の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	2,700 円/月	1,740 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	520 円/月	336 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	—	—	14,850 円/月	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	400 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	14,850 円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給限度額	9,900 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	9,650 円/月	—	14,850 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	—	9,900 円/月	—
	加算額	—	—	14,850 円/月	—